

浜松地区総合運動場屋外施設（テニスコート・サッカー場・水泳プール・野球場（西寮グラウンド）・弓道場）使用心得

1. テニスコート・サッカー場・野球場（西寮グラウンド）・弓道場

- ① 上記施設を使用するときは、あらかじめ許可を受けること。
- ② 許可された目的及び時間以外に使用しないこと。
- ③ テニスコート内には、指定の運動靴以外では入らないこと。
- ④ テニスコートの整備は、使用前・使用后確実に実行すること。
- ⑤ 許可された場所、部屋及び備品等のみを使用すること。
- ⑥ 施設内は常に清潔に留意し、使用後は必ず清掃すること。
- ⑦ 使用後は、器具等を所定の場所に整頓して格納すること。
- ⑧ 所定の場所以外に貼紙・掲示等をしないこと。
- ⑨ 施設・器具等を滅失・破損したときは、弁償すること。
- ⑩ 器具等を持ち込むときは、あらかじめ許可を受けること。
- ⑪ これらに違反した場合は、使用許可の取消し等の処置をとることがある。

2. 水泳プール

- ① 水泳プールを使用するときは、あらかじめ許可を受けること。
- ② 許可された目的及び時間以外に使用しないこと。
- ③ 施設内は常に清潔に留意し、使用後の物品等は必ず定位置に返すこと。
- ④ クラブ等で使用した用具は、所定の場所に整頓して格納すること。
- ⑤ シャワーを浴び、準備体操を済ませてから使用すること。
- ⑥ プール内及びプールサイドにおいては、飲食を禁止する。
- ⑦ プール内では浮袋、シュノーケル、水中メガネ（競泳用を除く。）等の器具の持込みを禁止する。
- ⑧ プール内は縦方向に泳ぐことを原則とする。
- ⑨ 所定の場所以外に貼紙・掲示等をしないこと。
- ⑩ 施設、器具等を滅失・破損したときは、弁償すること。
- ⑪ これらに違反した場合は、使用許可の取消し等の処置をとることがある。